

学校法人 長岡総合学園 悠久山栄養調理専門学校

学校関係者評価委員会規程

平成 28 年 10 月 1 日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校関係者評価委員会（以下「委員会」）に関し、必要な事項を定める。

(設置)

第2条 学校法人長岡総合学園は、設置する悠久山栄養調理専門学校が教育活動の観察や意見交換を通じて社会で活躍できる栄養士・調理師を育成するための実践的な教育の質を担保するため、この委員会を設置する。

(委員の委嘱等)

第3条 委員会を構成する委員は以下のうちから、理事長もしくは校長が3名以上を委嘱する。

- (1) 本校の卒業生
- (2) 地元企業関係者
- (3) 地元住民
- (4) その他教育に関する有識者

(役割)

第4条 委員会は教育活動および学校運営の状況についての学校評価の結果を踏まえて、多面的に評価を行い、理事長に報告する。また学校内の委員会からの諮問に適宜応ずる。

(任期)

第5条 委員の任期は2年間とし、重任、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員会を代表し、これを招集し、議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(委員以外の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、この職務に伴って知りえた個人情報を委員外にさらしてはならない。職を退いたのちも同様とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務は、学校教務部が担う。

附 則

この規程は平成29年4月1日より施行する。

平成29年4月～ 委員会名簿 (任期：平成31年3月まで)

委員長	松田 トミ子	地元住民 管理栄養士
副委員長	佐藤 文子	看護師
委員	野元 真善	本校卒業生
委員	小村 隆司	地元企業関係者

平成31年4月～ 委員会名簿 再任 (任期：平成33年3月まで)

委員長	松田 トミ子	地元住民 管理栄養士
副委員長	佐藤 文子	看護師
委員	野元 真善	本校卒業生
委員	小村 隆司	地元企業関係者